

平成25年度「県の関与の問題事例に関する調査」における改善要望及び回答

地方分権を推進する観点から、県の市町村に対する関与や市町村の事務負担等について毎年度定期的に調査し、改善を行うものです。

- 調査時期 平成25年10月～11月
- 調査対象 全市町村
- 改善要望提出数 10件(うち要回答8件)

【部局共通】

通番	問題点・要望等	担当課回答
1	<p>県・市町村等が構成員となっている各種協議会の整理・再構築</p> <p><問題点> 県と市町村等が共同で地域の諸課題を解決していくために、それぞれ負担金を支出し、協議会という名のもと、各方面でさまざまな事業が実施されている。 そうした協議会等は、それぞれ目的ごとに組織されているが、同じような構成団体で類似した事業(集客イベント等)を実施しているものも少なくないと考えられる。 また、事業計画等の決定にあたっては、事務局である県担当課の意向が強く感じられ、時として、県事業のために市町村が負担をしているといった印象を受ける場合もある(例:霞ヶ浦環境創造事業推進協議会)。 さらに、市町村等の負担金額についても、市長会等と調整し決定されているものと思うが、共通した明確な基準を示していただけないかと考えている(例:茨城空港利用促進等協議会)。</p> <p><要望等> 県の担当課単位で組織されている各種協議会等を、設置目的もさることながら、事業内容や構成団体を踏まえ、例えば、県南、県西等の地域ごとのもの、全県的なものなどに横断的に整理・再編し、事業内容を統合していくことによって、各地域課題への総合的な対応をはじめ、事業規模の拡大、市町村の事務的負担の軽減など、効果的な地域振興策の展開が可能になると考える。</p>	<p>総務部行財政改革・地方分権推進室 連絡先:029-301-2211 (企画部地域計画課, 企画部空港対策課)</p> <p>○ 霞ヶ浦環境創造事業推進協議会の事業計画等について(企画部地域計画課) 霞ヶ浦環境創造事業推進協議会については、霞ヶ浦環境創造ビジョン(平成9年3月策定)の実現に向け、霞ヶ浦周辺地域の交流の拡大と地域の活性化に取り組むため、国・県・沿岸市町村及び民間団体により組織されている協議会です。 協議会では、県と市町村の担当職員で構成する5つのプロジェクトチーム(以下PTという)を基本に事業を実施しているところであります。事業計画等の決定にあたっては、PTによる協議を経て、市町村担当課長会議及び総会での審議を頂き、決定をしているところであります。 霞ヶ浦(西浦及び北浦)という貴重な地域資源を生かした沿岸地域の活性化には、市町村の連携による積極的な取組が不可欠でありますので、今後も、第4次アクションプランに基づき、協議会の活動を展開してまいりたいと考えておりますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>○ 茨城空港利用促進等協議会の負担金の基準について(企画部空港対策課) 「茨城空港利用促進等協議会」の負担金は、利用促進に係る事業費の約1割程度を、市町村にご負担頂いており、毎年、県市町村負担金審議委員会での審議を経て、金額を決定しているところであります。 負担金の算出は、これまで、空港所在及び周辺市町村で構成する幹事市町と他の市町村とに分け、固定の金額としてきたところですが、今後も路線の維持やさらなる就航路線の確保に向け、継続した利用促進活動が必要となっているため、現在、同協議会の幹事会において利用状況等を勘案した新たな負担金の基準の策定に向けて、作業を進めているところであります。</p> <p>○ 各種協議会の整理・再構築について、負担金の共通した基準について(総務部行財政改革・地方分権推進室) 県に事務局を置き、県職員が役員や職員を兼務している協議会や研究会等の各種団体については、累次の茨城県行財政改革大綱において、その役割やあり方について総点検し、廃止・統合・事務局移管等の見直しを行うこととしております。 第5次大綱推進期間である平成23年度までに46団体の見直し(団体廃止21, 統合4, 事務局移管15など)を行いました。 現在の第6次大綱推進期間においても、ご指摘いただいた横断的な整理・再編や事業内容の統合などの観点も踏まえ、平成26年度に全庁的な調査を実施して見直しを行ってまいります。 なお、負担金につきましては、各団体の事業内容や特性等に応じ、「市町村平均割」「人口割」等の賦課方法を検討し、市長会及び町村会に設置されている市町村負担金審議委員会において審議・決定いただいているところであり、全てに共通した基準とはいいたしかねることにつきまして、ご理解をお願いいたします。</p>

【生活環境部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
2	<p>水質汚濁防止法及び大気汚染防止法に基づく県の立入検査等への市町村職員の立会の廃止</p> <p><問題点> 県主管で行われる工場等への水質検査、大気汚染検査等(現地調査、立入検査)に対して市町村職員に立会を依頼されているが、業務執行上負担となっている。</p> <p><要望等> 県主管の現地調査、立入検査等に対して市町村職員に立会を依頼することの廃止、もしくは市町村臨時職員による立会でも可とすること。</p>	<p>生活環境部環境対策課 連絡先:029-301-2966(水質), 2961(大気)</p> <p>水質汚濁防止法及び大気汚染防止法に基づく環境対策におきましては、住民に最も身近な存在である市町村においても、住民からの苦情等への迅速な対応等に資するため、関係する工場・事業場等の実態を把握することが大変重要と考えております。</p> <p>このため、事業者が法に基づき県に提出する設置届出等の写しを市町村にお送りしているほか、原則として、立入検査等への立会をお願いしているところであります。今後、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、市町村臨時職員による立会につきましては、現行において特段不可としているものではございません。適切な実態把握等の観点から適任者による立会についてご配慮をお願いいたします。</p>

3	<p>産業廃棄物の不法投棄事案に係る県の迅速な対応、市町村との情報共有、関係機関との連携強化</p> <p><問題点> 産業廃棄物の不法投棄事案は、最近頻繁に発生する事例が多く見受けられ、さらに、現地確認も必要となる。県民センター環境・保安課としても、多数の事案を抱え、即時対応が困難な場合が多く、解決までに長期に亘る指導や、まったく解決の糸口も見えない事案も数件残されている。 このような事案に対する苦情等が多数市役所に寄せられ、対応に苦慮しているところである。</p> <p><要望等> 今後は、適正な人員配置により迅速な対応をするとともに、市町村と情報を共有できるシステム作りが必要と思われる。 また、産業廃棄物の不法投棄事案は、県庁廃棄物対策課、農林、商工部門、警察との関連が多いため、関係機関との連携強化を行い、迅速な対応を要望します。</p>	<p>生活環境部廃棄物対策課 連絡先:029-301-3033</p> <p>市町村との情報共有につきましては、市町村職員の県職員併任発令(全市町村)や各県民センター等管内別に設置されている不法投棄対策連絡協議会の一部会議(不法投棄事案ごとに開催)において対応しているところです。ご要望を踏まえ、より一層必要な情報共有を図ってまいります。</p> <p>関係部局との連携につきましても、不法投棄対策連絡協議会の一部会議において対応しているところであり、より一層連携を強化し、迅速な対応を図ってまいります。</p> <p>(参考) 不法投棄対策連絡協議会の主な構成員 ・各市町村(廃棄物担当課) ・各警察署(生活安全課) ・県(農林事務所、土木事務所、県民センター環境・保安課(商工部門含む))</p>
---	---	--

【保健福祉部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
4	<p>人工肛門ストマ用装具支給事業の申請様式記載内容の修正</p> <p><問題点> 茨城県人工肛門ストマ用装具支給事業実施要項申請様式第1号の2で、世帯区分・所得税課税世帯・年税額(推定額)が記載項目になっている。このため、源泉徴収票又は確定申告書の所得税額を転記している。 所得税額については、国税であり市町村では確認できないため、証明することができない。</p> <p><要望等> 市町村民税額に変更願いたい。</p>	<p>保健福祉部障害福祉課 連絡先:029-301-3363</p> <p>人工肛門ストマ用装具支給事業における支給額は、申請者世帯の所得に応じた額とすることとしており、所得の世帯階層区分の認定基準には、市町村民税額及び所得税額の両方を用いております。</p> <p>このうち、所得税額については、ご指摘のとおり所得税は国税であり、その税額を市町村が証明することが困難であるため、所得税の関係書類(源泉徴収票、確定申告書の所得税額欄、課税台帳等)に記載された額を副申請書(様式第1号の2)に「所得税額(推定額)」として記載いただき、その記載内容により、県において世帯階層区分を認定し、支給決定を行っているところです。 (当該様式については、従前は単に「所得税額」としておりましたが、市町村等からの御意見を踏まえ、平成23年3月に「所得税額(推定額)」を記載していただく現在の様式へ変更したところです。)</p> <p>したがって、副申請書の提出に当たり、所得税額(推定額)については、あくまで所得税の関係書類の記載内容を転記いただくものであり、数値について市町村長の証明を求めるものではありませんので、現行の取り扱いにご理解・ご協力をお願いいたします。</p>
5	<p>「いばらきヘルスロード」候補地の推薦手続に係る市町村事務の軽減</p> <p><問題点> 1. 県民からの「いばらきヘルスロード」の推薦にあたり、市町村に再推薦を義務付けている。調査等を含め事務が煩雑である。 2. 県が申請を不承認とすると、県は市町村に対して選外通知書を送付し、申請者には市町村が不承認の通知を行っている。 3. 県は、推薦した候補地を指定するとき、市町村に、指定後の取組みとして、出発点の杭設置や歩行距離のわかる目印設置などガイドラインに基づく整備を求めている。</p> <p><要望等> いばらきヘルスロードの推薦先は県知事とし、申請は管轄保健所に改めていただきたい。やむを得ないときは、市町村は経由としていただきたい。 調査や指定後の取組みである看板や杭の設置等についても、事業者である県が実施していただきたい。</p>	<p>保健福祉部保健予防課 連絡先:029-301-3229</p> <p>いばらきヘルスロードの普及・利用促進を図る上で、市町村の健康づくり事業での活用や住民への広報等、市町村の積極的な関与・取組が不可欠と考えております。 また、ヘルスロードの推薦については、市町村の推薦を基本としており、平成22年度に県民からの推薦制度を導入した後も、同様の考えに基づいて運営しております。</p> <p>しかし、県民からの推薦に係る市町村の再推薦につきましては、市町村に対して事務手続きを義務付ける趣旨ではないため、市町村に対する意見照会などの方法でも代替可能と考えられます。 ご指摘・要望等を踏まえ、来年度の募集時までに、県民からの推薦に係る事務手続き及び市町村の関与方法等を見直してまいります。</p> <p>なお、ヘルスロード指定後の取組については、今年度ガイドラインを改正し、看板や杭の設置が難しい場合は、コースの確認できる地図を作成して周知すること、地図に歩行距離を示すこと等により、要件を満たすことと変更しております。</p>

【農林水産部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
6	<p>エコ農業茨城の農産物認証承認申請手続に係る市町村経由の廃止</p> <p><問題点> エコ農業茨城推進に関する農産物認証実施要領第2条第1項により、栽培計画又はとう精登録の承認申請のみ市町村経由することとなっている。 経過して県へ提出した結果の「計画の承認及び通知」や、その後の「認証の申請」「認証の通知」等、上記事務以外全ての事務手続きが市町村を介さず県と申請者間でやり取りされ、認証結果も通知されない。</p> <p><要望等> 申請手続きについては、最初から最後まで同一提出先である方が望ましいと思われる。 そのため、上記事務は市町村経由をせず、その他の手続きと同様の提出先に統一することを要望する。 また、補助金申請等で認証情報が必要となった場合には、データベースでの情報提供を要望する。</p>	<p>農林水産部産地振興課 連絡先:029-301-3931</p> <p>栽培計画やとう精登録の申請書を、市町村を経由し、農林事務所長に提出する手続については、エコ農業茨城の地区認定を受けた地区で生産された「特別栽培農産物」を、「いばらきエコ農産物」として承認する場合、市町村が発行する「エコ地域認定証明書」を添付するように規定していることに起因しております。 一方、現在、市町村全域がエコ地域である場合は、この証明書の添付を省略しております。市町村全域でエコ地域となっている市町村は36あり、証明書の発行件数も少ない状況です。 御要望を踏まえ、市町村経由を廃止する方向で、今後要領の見直しをまいります。</p> <p>なお、データの提供につきましては、個人情報の保護等の点を十分に検討した上で、できる限り対応するようにしたいと思います。</p> <p>今後とも、農産物の認証制度の適切な運営に、ご支援・ご協力いただけますようお願いいたします。</p>
7	<p>ゴルフ場における農薬使用管理責任者設置届等の手続に係る市町村経由の廃止</p> <p><問題点> 茨城県ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱第7条～第9条において、県知事への書類提出が必要となるが、提出方法が市町村経由となっている。以下の理由により市町村経由で書類受付することは好ましくないと思われる。 ①農薬取締については県の事務(受託事務)となっている。 ②市町村は提出される書類の内容確認や指導等ができない。</p> <p><要望等> 提出書類は市町村経由をせず、県への直接提出を希望する。 また、市町村への情報提供が必要と思われる場合には、情報提供を希望する。</p>	<p>農林水産部産地振興課 連絡先:029-301-3931</p> <p>このことについては、農薬危害防止の観点から市町村経由としているところです。</p> <p>平成24年度に市町村に対して行った手続き見直しに関する聞き取り調査において、一部市町村より、書類の提出を県へ直接行うこととした場合、農薬使用に関する情報等の市町村への周知が遅れることにより、住民等からの問い合わせに対応ができないなどの課題があるとのこと意見をいただいております。</p> <p>このため、これまでどおり経由事務とさせていただきますことにご理解とご協力をお願いいたします。</p>

【土木部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
8	<p>市街化調整区域における地区計画の知事同意または協議にあたっての判断指針の見直し等</p> <p><問題点> ・都市計画法の改正により、地区計画については県との協議を要する市決定の事項となっているが、茨城県の判断指針が実質的に同意基準となったままであり、本来市が定めるべき都市計画について全く市の裁量を認めていない。 ・協議の手続きについて明文化がなされておらず、協議開始や協議成立・不成立となった場合の手続きが不明確である。</p> <p><要望等> ・判断指針に市の実情にあった項目を追加してもらいたい。 ・今後、都市計画提案制度により提案があることも十分に考えられるので、協議手続きを明文化し、協議不成立となった場合も文書として回答してもらいたい。</p>	<p>土木部都市計画課 連絡先:029-301-4592</p> <p>・市街化調整区域における地区計画の知事同意又は協議にあたっての判断指針は、国土交通省が定める都市計画運用指針に基づき、広域的な運用の統一性を確保し、市街化調整区域における秩序ある土地利用の形成を図る観点から定めております。 判断指針の見直しについては、現時点での予定はございませんが、今後の社会経済情勢等の変化を踏まえ、適宜検討を行ってまいります。 なお、県知事協議にあたっては、事前協議等を活用することにより、素案作成の段階から市町村との十分な調整を行い、円滑な協議が図られるよう努めているところです。 今後も引き続き、市街化調整区域の地区計画の検討にあたりご不明な点がありましたら、個別具体的に事前協議をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>・県知事協議の手続きについては、平成25年4月1日付都計第15号「市町村が定める都市計画に係る県との協議手続きの改正について」にて通知した「手続きフロー」及び「施設計画の手引き」に記載のとおり行うこととしております。 協議の回答については文書で行うこととなります。 今後も事前協議等を活用することで、協議の円滑化を図ってまいりたいと考えております。</p>